



2024年5月22日

各 位

会社名 NOK 株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 鶴 正雄
(コード：7240、東証プライム市場)
問合せ先 IR 部長 五十嵐 清史
(TEL 03-5405-6372)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第118回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2024年3月8日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、当社は第118回定時株主総会での承認を前提として、ガバナンスの強化を図るとともに、意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することとしました。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、それに伴う条数の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年6月26日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>15</u> 名以内とする。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>6</u> 名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)</u>は、5 名以内とする。</p> <p>③ <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>④ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長、社長各 1 名、副社長、<u>専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>会長、社長各 1 名を選定することができる。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠又は増員のため選任された<u>監査等委員でない取締役の任期は、他の監査等委員でない在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠のため選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>⑤ <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 25 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

<p>(取締役会の権限)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行を決定する。</u></p> <p>② <u>取締役会に関する事項は、取締役会が別に定める取締役会規則による。</u></p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会が別に定める取締役会規則による。</u></p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より4日前に発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 <u>当会社は、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第30条 <u>当会社は、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第30条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名の上これを10年間当会社本店に備え置く。</u></p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第31条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は電子署名の上これを10年間当会社本店に備え置く。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第31条 <u>当会社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第32条 <u>当会社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(監査役員の員数及び選任)</p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>(監査役の報酬等) 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) 第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤監査等委員) 第33条 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員</u>の中から常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の権限) 第37条 <u>監査役会は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u> ② <u>監査役会に関する事項は、監査役会が別に定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(監査等委員会規則) 第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、<u>法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会</u>が別に定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第38条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し会日より4日前に発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 ② <u>監査役</u>全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第35条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し会日より4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 ② <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第39条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数</u>をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第36条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、<u>出席監査等委員の過半数</u>をもって行う。</p>
<p>(監査役会議事録) 第40条 <u>監査役会</u>の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>が記名捺印又は電子署名の上これを10年間当社本店に備え置く。</p>	<p>(監査等委員会議事録) 第37条 <u>監査等委員会</u>の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>が記名捺印又は電子署名の上これを10年間当社本店に備え置く。</p>
<p>第41条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

第 45 条～第 48 条 (条文省略)	第 42 条～第 45 条 (現行どおり)
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、第 118 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>